

運用商品提供数の上限 ならびに 指定運用方法の基準について

社会保障審議会企業年金部会
確定拠出年金の運用に関する専門委員会 説明資料

2017年3月21日

一般社団法人 日本経済団体連合会
社会保障委員会年金改革部会

1. 基本的なスタンス

- ◆企業におけるDCは、DBとともに退職給付の基幹的な制度として、労使合意のもとで、多様で柔軟な制度設計を可能とすることが重要。
- ◆改正法に基づき、新たに何らかの設定をするにしても、個々の労使が商品提供数ならびにデフォルト商品を選択できる幅をしっかりと確保できるようにすべき。
- ◆実際に商品が提供されている現場の状況を十分に勘案して設定すべき。

以下、各論に関して、DCを採用している経団連加盟の主要大手企業の担当者の意見を中心に紹介したい。

2. 運用商品提供数の上限について①

(1)運用商品決定に関する現状

- 手数料等のコスト、組合（従業員）側からの要望の考慮、運営管理機関からの推奨による。各社とも、加入者の特性やニーズにあわせて、商品を選択しやすくする点を重視。
- 現状、運用商品の「数」自体が、運用商品の選択の基準ないし前提とはなっていない。
- また、加入者側の参画の仕方については、検討段階からのケースもあれば、決定時の労使合意のケースもある。

(2)運用商品数に関する意見

- 一律による規制は望ましくなく、労使合意により具体的な上限を定める選択の余地を残すべきである。

【理由】

- 労使の自主性の尊重、加入者側の多様なニーズへの対応等を踏まえ、過度な制限は避けるべきである。
- 投資教育に力を入れて、多様な選択肢を設けている場合、上限設定自体が加入者の運用商品の選択の幅を狭めることになる。

【参考】DCを採用する経団連主要企業における運用商品の提供数

- 最小8本、最大52本（平均25.8本）
（うち19本以下24%、20～24本16%、25～29本36%、30本以上24%）

2. 運用商品提供数の上限について②

(3)その他

- 仮に政令で上限数を設けるなら、
余裕ある上限数にすべき、

あるいは

政令で定める数とは別に、十分な情報提供や投資教育など加入者の理解促進に努める場合
には労使合意で定める商品数を認めるべき。

- バランス型、ターゲットイヤー型のパッケージ型ファンド、元本確保型商品（例：満期の異なる定期預金）の数え方は、シリーズで1本とすべき。

3. 指定運用方法の基準について①

(1) 指定運用方法に関する現状

- リスク性商品を含む投信を設定しているのは稀。
- 設定している会社のほとんどが元本確保型商品。
- デフォルト商品が適用されている加入者については、何らかの形で働きかけている。
加入者全体へのアプローチ（例：運用の重要性あるいは運用商品情報の発信、毎年の残高通知時に運用変更可能であることの周知など）だけでなく
個別に運用指図の実施の働きかけを行うケース（例：配分未指定者に対するメールによる通知・督促）
継続教育の一環として、元本確保型のみで運用した場合の注意点、元本確保型はリターンが見込めない商品特性であることを周知しているケース、
もある。

【参考】DCを採用する経団連主要企業における指定運用方法設定の現状

- 設定している 69%、設定していない 31%
- 指定運用方法として提示している商品
元本確保型商品（預貯金または保険）がほとんど
バランス型投資信託を採用しているのは1社のみ

3. 指定運用方法の基準について②

(2)指定運用方法に関する意見

- 元本確保型を含め、労使の実情を踏まえて、柔軟な制度設計を阻害しないよう、幅広く選択できるようにすべき。

【理由】

- 現状においては、元本を毀損しない、リスクが低い商品を希望する従業員側のニーズを踏まえ、設定しているケースが多い。
- 企業側としても、加入者の払込み元本を毀損する可能性がある商品をデフォルト設定するのは慎重にならざるを得ない。
- デフォルト商品の機能として、未運用指図者への対応だけでなく、中途採用やM&A等による転籍等の資産移管時の受け皿、受給権発生までの期間が短い高年齢層を中心とした資産保全の受け皿など幅広く期待されている。

(3)その他

- 仮に元本確保型が設定できなくなる場合、デフォルト商品の選定プロセスや判断基準に係るガイドラインや事業主の免責規定を設ける必要。